

議案第 21 号
議決第 号

始良市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例の件

始良市国民健康保険基金条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

2020年（令和2年）2月17日提出
始良市長 湯元敏浩

始良市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

始良市国民健康保険基金条例（平成22年始良市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険の給付の支払を円滑に処理する」を「国民健康保険財政の健全な運営を図る」に改める。

第2条第1項中「毎年度、」を削り、「基金の額が過去3か年における保険給付費（老人保健医療費拠出金、介護納付金及び後期高齢者支援金を含む。）の平均年額（以下「平均保険給付費等」という。）の100分の5以上となるように、」を「始良市国民健康保険特別会計事業勘定の予算で定める額及び」に改め、同条第2項を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（処分）

第6条 市長は、国民健康保険事業の実施に必要な財源が不足する場合において、当該不足額を補うための財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。